

(No. 5)

1. 「河川法第二章第三節第三款（ダムに関する特則）等の規定の運用について」（昭和41年5月7日建設省建河発第178号、建設省河川局長通達）の記の2

2 河川の従前の機能の維持（法第四十四条）について

(1) ダムに関する水利使用の許可の申請がなされる場合又はこれがなされた場合においては、次の措置をとること。

イ 当該ダムの上流に生ずべき堆砂が原因となつて災害が発生するおそれがないように、その対策として十分の余裕を見込んだ計画が作成されるように申請者を指導すること。

この場合において、必要があると認めるときは、当該許可に、その対策に係る事項を条件として附することとして、当該申請を処理すること。

ロ 当該ダムが第一類のダムに該当すると認められるときは、当該許可に、法第四十四条の指示に係る事項を条件として附することとして、当該申請を処理すること。

(2) 既設のダムのうち、その上流の堆砂の状況に関する報告を定期的になすべき旨の条件が水利使用の許可に附されているものその他現に第二類のダムに相当し、若しくは相当すると疑われる事情があるもの又は近く第二類のダムに該当するに至るおそれが大きいと認められるものについては、次の措置をとること。

イ 水利使用の許可に附された条件若しくは法第七十八条第一項の規定に基づき、又は当該ダムの設置者に対する指導により、毎年度、当該ダムの設置者から、その上流の堆砂の状況に関する報告を徴し、これによつて災害が発生するおそれがないかどうかを検討すること。この場合において、北海道開発局長は、その上流の堆砂の状況について法第七十八条第一項の規定による報告を徴する必要があると認めるダムがあるときは、すみやかに、建設大臣に対し、その旨を上申すること。

ロ イの検討の結果に基づき、当該ダムについて法第四十四条第一項に規定する施設の設置又はこれに代わるべき措置（洪水が達することとなる他人の所有地を貯水池の敷地とするための買収その他の権原の取得を含む。）を行なう必要があると認めるときは、当該ダムの設置者が遅滞なくこれを行なうように当該ダムの設置者を指導すること。

ハ ロにより指導した場合において、当該指導によつてはその目的を十分達成することができないと認めるときは、地方建設局長（北海道開発局長を含む。以下同じ。）にあつては建設大臣に対し法第四十四条第一項の指示をすべき旨を上申し、都道府県知事にあつてはあらかじめ建設大臣の承認を受けて当該指示をすること。この場合における上申又は承認の申請は、上申書又は申請書に、指示書の案のほか、当該指示を必要とする理由、ロの指導の経過及び結果その他参考となるべき事項を記載した図書を添付し、これらを建設大臣に提出してすること。